船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

1.案内情報

手続名 : 近代化船の認定の申請

手続根拠: 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の3

手続対象者 : 近代化船の認定を受けようとする船舶所有者

提出時期: 認定を受けようとする日の3週間前まで(国土交通省海事局

海技資格課に提出する場合は2週間前まで)

提出方法: 船舶所有者が日本国籍を有する者である場合は、申請書2部

に必要書類を添付し、住所地(日本の法令により設立された 法人にあっては主たる事務所の所在地)を管轄する地方運輸 局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ) に提出して下さい。なお、船舶所有者が日本の国籍を有して いない者である場合は、申請書1部に必要書類を添付し、国

土交通省海事局海技資格課に提出して下さい。

手数料 : なし

添付書類 : 陸上支援体制の概要、船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の

写し、船舶検査手帳の写し(表紙及び検査の記録(主機の連続最大出力及び自動化設備(船舶自動化設備特殊規則定める基準に適合する設備)一覧表が記載されている部分)のみ) 国際トン数証書の写し(国際トン数と国内トン数が異なる場合のみ) 整備基準書の写し及び船舶貸渡届出書の写し(混乗近代化船の場合のみ)各2部(国土交通省海事局海技資格

課に提出する場合は各1部)

申請様式: 近代化船要件認定申請書、陸上支援体制の概要

記載要項・記載: 申請先にお問い合わせください。

2.窓口情報

提出先:

北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海技資格課	093-332-8094
沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

上記以外の場合

3 . 手続情報

審査基準: 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の2

標準処理時間 : 約2週間

不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による